

新 ま ち づ く り 計 画 (H16 ~ 18) 事 業 総 括 調 書

施策体系コード		3-2-2		事業名	公共施設の長寿命化基本方針の策定	
担当	都)建築部建築企画課 阪 211-2816 市)企画部調整課 米澤 211 - 2206					
全 体 計 画 (当 初)						
事業内容	これまで公共施設の維持管理、改修、更新については、施設を所管する部局ごとに基準や方針を定めて実施してきました。近い将来に更新需要のピークを迎えるが、厳しい財政状況の中、従来のような建替えや新築が難しくなっていることから、既存施設の延命化を柱とした公共施設全体の今後の維持管理や整備のあり方を示す指針を策定します。(市民まちづくり局企画部と都市局建築部と連携して実施) ○ 公共施設の長寿命化基本方針の主な内容(想定) ・ 施設の目標耐用年数の設定 ・ 適正な維持管理のための方策 ・ 既存施設の有効活用(施設の再利用等) ・ 長寿命化に対応した施設づくり(新築時) ・ 推進体制の構築 など				<年度別の事業内容> 16・17年度の2か年で策定。 事務費は既往の経常的経費の予算枠内で行います。	
事業内容 (量・場所・規模等)	平成16年度事業内容(決算)			平成17年度事業内容(決算)		
	○ 他都市の先進事例調査(神奈川県、横浜市):市)企画部 ○ 全庁的な検討プロジェクトの設置			○ 市有建築物の資産管理基本方針の策定 市有建築物全体を資産として総合的にマネジメントするための指針を策定しました。また、今後30年間の更新需要の見通しを推計、試算を行いました。 ・ストックマネジメントの方向性 事後的な保全から計画的な保全体制へ移行し、施設の適正維持や延命化を図りライフサイクルコストを縮減 財政支出の平準化の観点から、建替時期を分散 施設の評価を行い、ストック規模を適正化 活用が見込めない資産は不用財産の整理、売却を促進 ・主な取組の検討方針 建物の標準目標耐用年数を設定 市有建築物の総合的なマネジメントを推進する組織体制の構築 保全・整備の係る計画や予算を調整する仕組みとして内部委員会の設置		
事業内容 (量・場所・規模等)	平成18年度事業内容(決算)			評 価 (成 果)		
	・市有建築物の資産管理基本方針に基づいて、ストックマネジメントを推進するため、体制、調整機能などについて、全庁的に検討・協議(札幌市建築物等保全推進協議会、企画調整会議、市長副市長会議)を行い「市有建築物のストックマネジメント推進方針」を11月に策定しました。 ・全庁・局横断的な体制、施設整備(建て替え、新築、増築、機能改善)の統括管理、長寿命化を図る計画的な保全の一元化体制からなるストックマネジメントを20年度から導入します。 【関連する取組】 ○ 市有建築物長寿命化推進事業[建築部] ・施設の計画的な保全に向けて、計画修繕のモデル事業を実施 ・計画修繕に移行する前に、劣化が進んでいる施設の緊急修繕を実施			・これからの大きな政策課題である建築物の長寿命化や建替時期の平準化を進めるため、ストックマネジメントの方向と体制や建築物の保全と整備の考え方の庁内合意がなされたことにより、全庁的な取組として位置づけられました。		
事業内容 (量・場所・規模等)				課 題		
				・ストックマネジメントにおける計画修繕の事業化および予算の一元化を含めた予算編成・配分手法の検討が必要です。 ・ストックマネジメントを円滑に推進する体制の強化が必要です。 ・既存建築物の建て替え計画等に関する施設所管部との調整と全庁的な合意形成が必要です。		
19年度以降の方向性(事業予定)						
保全に関わる役割を明確化する保全規程を制定するほか、保全に関する基準・要領を作成するなど、20年度からのストックマネジメント導入に向けた準備を進めます。同時に、計画的な修繕を展開するための保全計画等の作成を継続し、20年度からの計画修繕を中心とする保全推進事業の事業化、およびこの事業を24年度まで段階的に拡大するために施設所管部との協議・調整を進めます。						

0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0